

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する  
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 7年4月1日～ 9年4月31日までの3年間

2. 内容

目標1：管理職に占める女性管理職割合を15%以上にする。

<対策>

- 人事考課基準について、男女の考課に差がでないよう、年2回の考課者研修会の実施。

目標2：女性が活躍できる職場づくり。

<対策>

- 育児・介護・配偶者等の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施。
- 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与。
- 有期契約職員から、正職員への転換制度の運用。

目標3：育児・介護休業法の周知および、育児休業取得率維持。

<対策>

- 関係規程の整備および、制度改定時に職員への周知。
- 小学校就学の始期に達するまでの子を持つ職員に対して、短時間勤務制度の実施。